麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施について

1. 趣旨

我が国における薬物乱用の現状は、薬物事犯における検挙人員の大多数が覚せい剤事犯によるものとなっており、平成19年の覚せい剤事犯については、検挙人員、押収量ともに増加しました。また、大麻やMDMA等合成麻薬事犯における検挙人員は前年に比べて減少したものの、MDMA等合成麻薬の押収量が過去最高を記録するなど、依然として憂慮すべき状況にあります。

薬物の乱用は、単に乱用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず、青少年の健全な育成を阻み、家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱す等計り知れない影響を及ぼします。

本運動は、このような麻薬、覚せい剤、大麻、シンナー、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)等の薬物乱用による弊害を広く国民一般の方々に正しく認識してもらい、 国民が一体となってこれに立ち向かう態勢を作り、もって薬物乱用による弊害の根絶を 期することを目的として全国的に展開するものです。

2. 実施期間

平成20年10月1日(水)から11月30日(日)までの2か月間

3. 実施機関等

主 催:厚生労働省、都道府県

協 賛:薬物乱用対策推進本部、警察庁、法務省、最高検察庁、財務省、

文部科学省、海上保安庁

後 援:財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

4. 主な実施事項

(1) 政府による啓発活動

ア. 厚生労働省と都道府県の共催による麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会の開催

地区名	大会名	開催日	開催場所
北海道・東北地区	福島大会	10月29日(水)	福島文化センター
関東信越地区	東京大会	11月29日(土)	九段会館大ホール
東海北陸地区	三重大会	11月 9日(日)	四日市市民文化会館
近 畿 地 区	兵庫大会	11月 9日(日)	アルカイックホールオクト
中国・四国地区	山口大会	11月 7日(金)	山口県総合保健会館多目的ホール
九 州 地 区	九州地区大会	11月14日(金)	宮崎市民プラザオルブライトホール
沖 縄 地 区	沖縄大会	11月 5日(水)	浦添市てだこホール

- イ. 政府広報等を通じた薬物乱用の危害についての全国的な広報・啓発
- ウ. 麻薬・覚せい剤乱用防止功労者の表彰
- エ. 正しい知識を普及するためのポスター、パンフレット等の作成・配布

(2) 都道府県の主催による大会の開催

都追	 重府	県	大 会 名	開	催	目	開催場所
富	Щ	県	薬物乱用防止指導員大会	11月	6	日(木)	富山県民会館304号室
静	畄	県	薬物乱用防止県民大会	10月	1 8	日(土)	島田市民会館
滋	賀	県	薬物乱用防止推進大会	11月	2 6	日(水)	栗東芸術文化会館さきら
京	都	府	麻薬・覚せい剤乱用防止運動京都大会	11月	2	日(日)	京都産業会館シルクホール
奈	良	県	パレード STOP THE DRUGS!	11月	5	日(水)	奈良県庁~近鉄奈良駅周辺
福	畄	県	薬物乱用・青少年非行防止県民大会	12月	2	日(日)	北九州芸術劇場大ホール

(参考)

平成20年度麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

平成20年度麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

第1名称

麻薬・覚せい剤乱用防止運動

第2目的

麻薬、覚せい剤、大麻、シンナー、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ) 写 以下「麻薬・覚せい剤等」という。)の薬物乱用は、乱用者個人の健康 上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因など公共の福祉に計り知れない危 害をもたらすものである。

本運動は、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、 国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用の根 絶を図ることを目的とする。

第3 実施期間

平成20年10月1日から同年11月30日までの間とする。 ただし、都道府県の実情に応じて実施期間を変更することは差し支えない。

第4 実施機関等

主 催 厚生労働省、都道府県

協 賛 薬物乱用対策推進本部、警察庁、法務省、最高検察庁、財務省、 文部科学省、海上保安庁

後 援 財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

第5 実施事項

- 1 政府における実施事項
- (1) 広報機関等による啓発宣伝 政府広報等を通じた麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による危害について の全国的な広報活動を実施する。
- (2) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会の開催 ・ 麻薬・覚せい剤乱用防止の全国的気運の盛り上がりを期するため、全 国7都市において開催する。
- (3) 麻薬・覚せい剤乱用防止功労者の表彰 麻薬行政の推進に関して、顕著な功績のあった者に対して表彰を行う。

(4) 麻薬・覚せい剤等に関する啓発資材の作成配布 麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による危害とこれらの事犯の実態を周知 させるため、ポスター、パンフレット等を作成配布する。

2 都道府県における実施事項

(1) 広報機関等による啓発宣伝

自己の広報機関を全面的に活用するとともに、取締関係機関、教育関係機関等と連携を密にし、それぞれの実情に即した広報活動を実施する。 また、報道機関の協力を求め、本運動の普及徹底を図る。

(2)薬物乱用防止指導員、関係団体との連携による啓発活動の徹底 財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターを活用するとともに、薬物 乱用防止指導員、青少年健全育成団体等との連携のもとに、麻薬・覚せ い剤等の薬物乱用による危害等について地域における啓発活動を実施す る。

また、「薬と健康の週間」等関連のある行事においても乱用防止の啓 発に努める。

(3) 学校等における薬物乱用防止教室において、「薬物乱用防止キャラバンカー」及び「薬物乱用防止広報車」を活用した啓発活動が展開されるよう周知徹底を図る。

(4) 相談制度の周知徹底

保健所の薬物相談窓口事業、精神保健福祉センターの薬物関連問題相談事業等各都道府県の麻薬・覚せい剤等に関する相談制度を広く普及し、その活用について周知徹底を図る。